

学校教育法以外の法令に基づき設置される学校

(改正健康増進法に基づき原則敷地内禁煙の義務が課せられるもの)

- ア 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第14条に規定する防衛大学校及び防衛医科大学校
- イ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項第2号に規定する職業能力開発短期大学校、同項第3号に規定する職業能力開発大学校及び同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校
- ウ 国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成11年法律第199号）第12条第1項第5号に掲げる業務に係る国立研究開発法人水産研究・教育機構の施設（水産大学校）
- エ 独立行政法人海技教育機構法（平成11年法律第214号）第11条第1項第1号に掲げる業務に係る独立行政法人海技教育機構の施設（海上技術学校及び海上技術短期大学校）
- オ 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第16条第6号に規定する施設（国立看護大学校）
- カ 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第33条の2に規定する陸上自衛隊高等工科大学校
- キ 国土交通省組織令（平成12年政令第255号）第192条に規定する航空保安大学校並びに同令第254条に規定する海上保安大学校及び海上保安学校